

令和7年度第3回神奈川県環境農政局公共事業評価委員会 議事録

日 時 令和7年12月24日（水）13時15分から17時15分まで

場 所 県庁本庁舎5階 環境農政局共用会議室

出席委員 ◎小池委員長、香崎委員、鈴木委員、関委員、村上委員、○吉岡副委員長
（五十音順 ◎委員長、○副委員長）

<事務局から挨拶、資料確認、進行説明>

○ 小池委員長

委員長の小池でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前に委員会の公開についてですが、本日の議題には非公開とすべき内容が含まれておりませんので、委員の意見を取りまとめる時間を除き、公開ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 小池委員長

それでは、本委員会を意見取りまとめの時間のみを非公開、その他は公開といたします。本日の傍聴の申し出はございますか。

○ 事務局（環境農政局総務室）

1名から傍聴の申し出がありました。

○ 小池委員長

では、どうぞご入室ください。

○ 小池委員長

それでは、これより議事に入りたいと思います。進行については、先ほど事務局から説明がありましたが、そのとおりに進めてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 小池委員長

それではまず、事務局から報告事項について説明をお願いします。

～ 報告事項 ～

(令和5年度神奈川県環境農政局公共事業評価委員会意見に対する現在の取組について、資料2により、環境農政局総務室及び農地課から報告)

<「総論的意見」について環境農政局総務室から説明>

○ 事務局

ただ今の報告について、何か質問がありましたらお願いします。

(質問なし)

<各論的意見の再評価1「湛水防除事業(鬼柳3期地区)」について農地課から説明>

○ 事務局

ただ今の報告について、何か質問がありましたらお願いします。

○ 小池委員長

オオカナダモはどうなったか。

○ 農地課

東京農業大学と一緒に取り組んでおり、部分的にネットをやったりしているのと、底張りをしてしまっているところもあるので、依然農家の方と一緒に中干のときに藻狩りをして解消に向けて取り組んでいる。

○ 村上委員

魚巢ブロックはどのような魚を対象としたブロックか。実物はどのようなものか。

○ 農地課

隙間が空いていて、そこに魚が隠れられるようになっている。この水路は用水路と排水路が兼用のため常時水が入っている形であり、両脇に穴が開いており、そこに魚が入れるようなもの。

○ 村上委員

県に内水面の魚を扱う所属があると思うが、魚も最近外来種が増えてきているので、なるべく在来種にプラスになるような構造物を設置していただくことも考えてもらえればと思う。

また、先ほどオオカナダモの話があったが、あそこは自生の在来のエビも見られたので、水から全部とってしまうのではなく、なるべく外来種を中心にとるような配慮が出来れば取り組んでいただきたい。

○ 農地課

東京農業大学の先生に3年間ほど一緒に共同研究をさせていただいた。我々はどれがオオカナダモで外来種なのかわからないので先生に見ていただき、在来種が多いところはそのままにし、そうでないところは藻を刈るということをしている。

<各論的意見の再評価2「農地保全事業（曾我別所2期地区）」について農地課から説明>

○ 事務局

ただ今の報告について、何か質問がありましたらお願いします。

○ 関委員

ウォーキングマップをホームページに掲載とのことだが、反響があれば紹介していただきたい。

○ 農地課

ホームページを見る方はあまり多くない。紙面も作って配架しており、また、小田原市の開催する大会（城下町おだわらツーデーマーチ）でもそのコースが使われている。いただく声の中には、「神奈川県でこんなに農業をやっているとは知らなかった」といったお声もいただいたこともある。

(令和6年度神奈川県環境農政局公共事業評価委員会意見に対する現在の取組について、資料4により、環境農政局総務室及び森林再生課から報告)

<「総論的意見」について環境農政局総務室から説明>

○ 事務局

ただ今の報告について、何か質問がありましたらお願いします。

(質問なし)

<各論的意見の再評価「山地災害重点地域総合対策事業（緑区）」について森林再生課から説明>

○ 事務局

ただ今の報告について、何か質問がありましたらお願いします。

○ 村上委員

在来種を用いた緑化シートというのは、厚層基材吹付工と同じ意味か。

○ 森林再生課

緑化シートは緑化するための資材であり吹付ではない。

○ 村上委員

緑化シートには在来種として何を使うということになったか。

○ 森林再生課

まだ実際に使っておらず、県の対応方針として今後検討していくこととした。

○ 村上委員

在来種と業者が言ったものは外来種が多いので、可能な範囲で無種子による緑化資材を積極的に使っていただき、周りからの種の侵入を促進することも考えていただきたい。場所によって上手くいかないこともあるので、試験的に付近で実施して定着するかどうかを確認してから全面的に採用するかどうかを決めていただければと思う。

○ 小池委員長

非常に危険度の高い地域と思うが、昨年から大雨が降ったりして崩落は止まったのか。

○ 森林再生課

今ちょうど最下流部に大きめの谷止めを実施している。それと並行して斜面のところ、去年まではノンフレーム工法といったロックボルト（鉄筋）とワイヤーを連結して地山を切らないような工法を採用していた。残りの下流部も同じ工法を採用しようとしたところ、斜面の上の方に亀裂が入ってしまった。以前から地滑り性の崩壊があり、ちょうど動き出してしまったため、令和7年度は直下の人家のところを先に手を付けており、そこは法面を安定勾配に切って格子状の法枠を設置し、ロックボルトを差して格子の中に厚層基材を吹付けている最中。崩落したところは、地滑り性の対策もしなければいけないということで工事と並行して委託調査を実施し、令和7年度の後半にグランドアンカーといった地滑り対策用の山腹工を実施する予定。それが終わると法面工事が完成することになる。

また、落石事故があったこともあり、今年度実施している法面工事についても、人が立ち入って作業することが難しいので、無人掘削機を活用し人的被害が出ないように作業を進めている。

<各論的意見の事後評価「林道開設事業（桧山林道）」について森林再生課から説明>

○ 事務局

ただ今の報告について、何か質問がありましたらお願いします。

○ 村上委員

獣害対策工とは具体的にどのような工法を考えているか。

○ 森林再生課

先日現地確認していただいた林道猿沢北支線に設置していたアーチブロックのようなものを林道の法面に設置し、踏み荒らしや食害を防いでいこうと考えている。アーチブロックの他にも似たような効果を持つものがあるので、どちらが良いかというのを今後モニタリング等実施していく。

○ 小池委員長

他によろしいでしょうか。それでは以上で報告事項について終了します。

～ 令和7年度評価対象事業の意見聴取 ～

○ 小池委員長

次に、令和7年度の公共事業評価対象事業の議論に入りたいと思います。限られた時間ではありますが、委員の皆様からぜひ積極的な御意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、説明をお願いしたいと思いますが、主に現地調査で出た意見や質問に対して、説明をお願いしたいと思います。

まず、森林再生課から再評価の事業について説明をお願いします。

<再評価1「復旧治山事業（峰ノ沢）」について森林再生課から説明>

（質疑なし）

<再評価2「復旧治山事業（銭窪ほか）」について森林再生課から説明>

○ 小池委員長

令和3年、5年、6年は緊急の工事があったため休止、その後の令和7年度以降は取り組むから、引き続き計画どおり令和9年で完成ということによいか。事業費はこのままで大丈夫なのか。

○ 森林再生課

今のところは令和9年までの計画期間で終わらせる予定。

もともと令和2年度～6年度であったが、他の箇所では被災が起きてしまい一時中断したことで令和6年度までの完成が見込めなくなってしまったことや、事業箇所が増えてしまったことで当初より30%を超えた事業費増となってしまったことにより、令和9年までの期間延長及び事業費増を合わせた全体計画の変更を林野庁に承認いただいた。

○ 村上委員

林床植生が全くなく、見ていると石や砂がなだれ込みそうなところがあったが、これは民有地のため県としてはどうしようもないという話があったが、どうにかならないか。

民有地から土砂が流れ込んできて浄水場のところまで被害を与えたとあったが、堰堤があっても斜面から出てくる土砂を全部止められるわけではないので、民有地の管理の面から地元の所有者と話し合う等はできないのか。

○ 森林再生課

土砂が入ってしまうからということではなかなか難しいと思うが、実際に間伐施業自体が遅れている林分については、例えば、以前から造林の補助事業といったものがあり、地域の森林組合などと相談し、場合によっては補助事業の中で、「お宅のところ少し暗くなっているからどうですか？」という話は、県の普及員等とうまく連絡調整して話を持っていくことはできると思う。ただし、森林組合員でない方の場合は所有者さんと接触するのが難しい。補助事業の案内等はもともと普及員がやってきた仕事であるため、そういったアクションを試してみるのもよいと思う。

組合員さんの保有する森林は、森林組合の職員もよくわかっていて交渉がしやすい。そうでなくても、「補助事業により、お宅のところの整備をやりませんか？」というようなお話を普及員と森林組合の職員と一緒にやるといったアプローチはできると思う。

<再評価3「林道開設事業（林道猿沢北支線）」について森林再生課から説明>

○ 香崎委員

植生マットの水解性の外袋は自然素材であって、土壌中に流出しても問題はないということか。

○ 森林再生課

パルプのため問題ない。

○ 小池委員長

網の部分はポリエチレンで、シートはレーヨンということか。

○ 森林再生課

網の部分はポリエチレンであり、シート自体はレーヨン、水解性の外袋がパルプ素材。

○ 村上委員

植生マットの構造について、外袋の内側に土が溜まっていてそこで発芽するという事だと思うが、発芽したものは根が伸びていくと不織布シートに当たることになる。その場合、不織布シートは何年くらいで考えているか。設置した土の中で根が張っている分には全然構わないと思うが、それより下に根が入れるのか。設置してからせいぜい1～2年くらいは緑になってうまくいったというのは見ているが、5～6年経っても全く植生が発展していかないという事例が多いので、とりあえず綺麗に緑になったという事例だけでなく、それが3～4年不織布を通してしっかり根が入って木本が入ってというようなフォローアップできているかどうかを業者の方に確認していただければと思う。

成分に化学肥料をかなり入れている。植生マットに肥料分が多いと当初は緑になるのが早いですが、根がそこだけに留まってしまうことがある。化学肥料でなく有機肥料するとか、ゆっくり効くものの方が根の入り方は早い。

○ 森林再生課

参考にさせていただく。

○ 小池委員長

獣害対策ネットも植生マットも技術は日進月歩のため、これからも事業を続けていくに当たり、そういったものにできるだけ替えていけたらよいと思う。

○ 森林再生課

どのくらい水分解せずに保つのがよいのか、10年経てばその後は無くても大丈夫かというのも確立している訳ではないので、探りながら進めていく。

<再評価4「広域農道整備事業（小田原湯河原地区）」について農地課から説明>

○ 村上委員

植生工で使用した種子のうち、ヨモギ、メドハギ及びイタドリは多年草だが、マルバヤハズソウは1年草であるため20～30cmくらいにしかならない植物である。果たしてこれを法面に撒く必要があるのか。一見すると雑草であるため、そのくらいであれば自然にも入ってくるのではないかと思う。

逆輸入のものがヨモギとメドハギで、イタドリは在来との話であったが、コスト的には変わらないか。

○ 農地課

コスト的にはおそらく変わっていない。事務所にも確認したが、なぜこの4種類としたのか明確ではない。現地の環境調査はしておらず、在来種にしてくださいと県が委託し、そこから先のところまではあまり入り込むことはない。ただし、市町村に農道が移管するので、移管先からこういうのは困りますという声があれば入ることはある。

○ 村上委員

ヨモギは逆輸入種子だと3～4種類が混じっているものがあるので注意していただきたい。

○ 農地課

現地や森林再生課でも実施しているので、種子吹付でなく、そのまま種が飛んでくる手法のできるのであれば検討していきたい。

○ 村上委員

10年以上全面開通に時間がかかる、途中でも使えるようになったらその箇所は供用すると聞いたが、下の国道は大渋滞する場所である。農道が裏道として使われる可能性が高くなると交通量が増え、それが農道として使いたい地元の方と、単なる迂回路として逃げてくる観光客があるということの軋轢はどうか。交通量としてどのくらい考えているか。

○ 農地課

一般交通は2,500台くらいを見込んでいる。農道は県内に3箇所あるが、やはり一般車両が通るようになってしまい、農道なので信号も作らないこともあり、警察の方からも何とかしてくれといった話があるのも事実。

ただし、農道なので舗装構成が薄い。やはり農道として作った以上は農道として管理してくださいという条件で移譲しているが、一般交通になると舗装が通常だと8～10cmあるかもしれないが、5cmしかない。そのため、大型が通るなど質量あるものが通ると農業者さんからもご意見をいただく。

かなりの金額を費やしているということもあり、市町村からは国道の対策という話も入っている。どうしようもないが、やはり事故などが起きないように対策も供用開始に向けてしないといけないという課題もある。

<事後評価1「林道開設事業（林道宮城野線）」について森林再生課から説明>

○ 小池委員長

調書 12 ページにある支障木を使用した丸太伏工について、林道の工事で発生した間伐材と思っていたが、これは現地発生材ではなく、工場で製作された加工材という理解でよいか。

○ 森林再生課

この写真に使われているものは皮付きであるため、おそらく現地で発生したもの。ガードレールは購入した加工材。

○ 小池委員長

写真は施工当時のもので15年以上経っているが、今でもちゃんとあるのか。

○ 森林再生課

ガードレールはだんだんと朽ちており、化粧のように表についているだけのものであるため強度的には一般的に問題ないと言われているが、そろそろ交換しないといけないかなという状況。丸太伏工は馴染んできているような状況。

○ 小池委員長

一般車が入れる林道ではないため、多少見た目が悪くてもしっかりしていれば問題ない気もする。交換する費用も含まれているのか。

○ 森林再生課

予算計上されれば見ていくことになるが、近年ではそういった予算計上は来ていないので今のところ計画していない。

○ 小池委員長

ガードレールは林道で一般車が通らなくても県産材を使ったのは、国立公園で景観を重視しなければいけないということか。それとも間伐材の再利用が目的か。どこかで国立公園だから景観に配慮というのが書いてあった気がするが。個人的には国立公園でなくても景観への配慮は大事なため、他のところでもやればよかった。

○ 森林再生課

この時期は間伐材の有効活用の促進を国も全面的に出していたので、それに配慮したのかと思われるが、国の自然公園の中であったから間伐材のガードレールが活用されたのかまでは分からない。

○ 吉岡副委員長

現地調査で道から離れていたところは切り捨てをしていたというような話であったが、対象となっているところが県営林で、せっかく自動車道としての林道を入れたので、県のモデル的な事業として、作業道を入れて一体的に間伐することを少し検討されてはいかがか。

○ 森林再生課

普通の道路とは目的が異なり、森林管理・木材搬出する目的で作っている道のため、その終点部分から作業道延ばして行ってそういった収穫のできる場所あるかどうか計画を考えていきたい。県が管理しているところであるため、前向きに検討していきたい。

○ 村上委員

調書 12 ページの補強土壁工の写真 2 枚は同じ場所ではないか。

○ 森林再生課

撮影した角度が違うのかと思う。左の写真は擁壁下、右の写真は擁壁上であり、撮影対象は同じだが、場所がずれてしまっている。

○ 村上委員

左の写真ほどの急傾斜なところで無理やり土砂をとめているところに、どれぐらい植生が復帰するのかというのは興味深い。右の写真くらい全面的に生えているのか、それとも上からだからこう見えているだけなのか疑問に思ったので、できれば同じアングルで撮ってもらいたい。

○ 森林再生課

アングルについては今後気を付ける。

＜事後評価2「特定漁港漁場整備事業（三崎漁港）」について水産課から説明＞

○ 鈴木委員

道路表示板について、これは6箇所と同じアナウンスがでるのか。

○ 水産課

基本的に同じアナウンス。強風時に橋が都合止めになるので、橋が通行止めになったとか、もうすぐ通報止めになりそうとか、あと冬季に凍ってスリップする場合がありますので、路面凍結注意といった表示を出す。

○ 鈴木委員

この6箇所にした根拠はあるか。

○ 水産課

基本的には橋の前後と橋の手前での予告のため設置した。

○ 鈴木委員

道路から少し左側に一つある道路表示板は、何か施設があるのか。

○ 水産課

漁港道路といわゆる道路法の道路の県道があり、この一番右のものは県道のところにある。漁港道路に入ってくる車に対して、警告を出しているもの。

○ 小池委員長

確認だが、三浦市が整備を行った全体事業費が約45億円というのは荷さばき場のことで、それ以外の岸壁の耐震強化は県が実施し、一体として契約したということか。

○ 水産課

その通り。

○ 鈴木委員

現地調査でお伺いしたが、津波の影響は今回のこの整備事業の中に含まれているか。ちょうど東日本大震災の翌年の話のため、気仙沼では大規模な災害を受けたと思うが、ここでそういった津波が1～2mくるとかいうことは、ここには何も検討が踏まえてないという認識でよいか。

○ 水産課

その通り。ただし地震対策であるので、その地震が起こったときに岸壁が壊れないという意味では少し津波対策にもなっているのかなという気がする。

～ 意見発表 ～

○ 小池委員長

それでは、令和7年度神奈川県環境農政局所管公共事業の対応方針（案）について、意見を申し上げたいと思います。

【意見】

再評価及び事後評価対象の公共事業については、概ね対応方針（案）のとおりとすることを相当とするが、以下のとおり意見を取りまとめたので、今後の公共事業の実施にあたり留意されたい。

1 総論的意見

農林水産業は、農林水産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有している。こうした農林水産業の多面的機能の持続的な発揮を図ることは、陸域や海洋の持続可能な利用をかかげるSDGs（持続可能な開発目標）や生物多様性条約のネイチャーポジティブ（自然再興）の考え方からも今後ますます重要になる。環境農政局においては、公共事業の実施に際し、経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の成果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組むことを望む。

なお、地球温暖化による気候変動の影響が強く懸念されることから、公共事業の実施にあたっては、従来の災害想定や工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラのいっそうの強靱化に取り組むことを望む。

2 各論的意見

(1) 再評価対象事業

ア 復旧治山事業（峰ノ沢：足柄上郡山北町山市場）

当事業地では、平成22年から24年の台風等に伴う豪雨で発生した山腹崩壊により既設の治山施設が損壊し、大量の不安定土砂が溪流内に堆積したことをうけ、平成26年に国庫補助事業である「復旧治山事業」による山地被害の復旧を計画した。しかし、事業期間中に発生した度重なる台風等の豪雨により、上流部の山腹崩壊の拡大や溪岸浸食の進行などが発生し、また近年の気候変動により災害が頻発化・激甚化していることを踏まえ、谷止工を新たに増工するなど全体計画の見直しを行い、令和4年度に国の事業評価に諮り、事業費を増額して施工期間を令和11年まで延長したものである。

再評価に際しては、神奈川県環境農政局所管公共事業の再評価実施要領に基づき、(ア)事業の進捗状況、(イ)関連公共施設等の整備状況、(ウ)事業をめぐる社会経済状況、(エ)事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、(オ)関係市町村等の意向、(カ)事業コスト削減の可能性、(キ)代替案の可能性について検討を行った。

事業の進捗状況は、令和6年度までの工期実績をみると、計画に対する進捗は事業量ベースで67%である。計画では令和10年度までに溪間工の完了を見込んでおり、令和8年度から残りの山腹工に着手し、令和11年度までに15年間の事業が完了する予定としている。

評価にあたっては、施工箇所が大野山中腹の急崖地であり危険地域であることから現地視察は実施せず、代わりにパネル等による説明と質疑応答を行った。その結果、当事業は難工事にもかかわらず順調に事業が進捗している現状が確認された。近年、気候変動による自然災害の激甚化が顕著であること、及び当事業については山北町や地域住民等からの強い要望があることから、現計画どおり事業を継続することを可とする。

(当該事業を継続するにあたり、引き続き留意すること)

事業の副次的効果として、山腹崩壊地等における植生の回復による洪水緩和機能の発揮や動植物の生育環境の造成をあげていることから、山腹緑化工事においては在来植生の回復に努めることを望む。

イ 復旧治山事業（銭窪ほか：南足柄市矢倉沢）

当事業施工地では、令和元年の東日本豪雨によって山腹崩壊や溪流部の浸食が起き、流出した大量の土砂によって川入林道が閉塞されたほか、直下にある南足柄市の市営矢倉沢浄水場の取水施設にも土砂が流入し、南足柄市のほぼ全域が断水等の被害を受けた。そこで、南足柄市等からの強い要望にもとづき、国庫補助事業である「復旧治山事業」による当該地区の山地被害の復旧を計画したものである。

事業の工期は令和2年度から9年度までの8年間である。令和6年度までの5年間の進捗率は事業費ベースで約50%であり、令和7年度の計画額を加えると、進捗率は約70%となる。令和3年度、5年度及び6年度については、当該事業地よりも緊急度の高い被災箇所の整備を優先したため、当事業地の実施は見送り、事業期間を令和9年度までに延長する全体計画の変更を行った。これに沿って令和8年度及び9年度に崩壊地を復旧する山腹工の土留工5個等を施工することで、計画通りに事業を完了する予定となっている。

現地視察及び担当者からの説明により、当事業には山地災害の防止や地域住民等の安全や安心の確保などの効果が期待でき、また計画期間内における事業の完了が見込まれることから、現計画どおり事業を継続することを可とする。

(当該事業を継続するにあたり、引き続き留意すること)

計画では、事業実施による直接的効果として、土留工等の山腹工により土壌の移動が抑制され、植生の回復が図られるとしているが、森林の下草植生を回復させ、保安林の公益的機能を発揮させるためには、土地所有者による間伐等の森林の整備と管理が重要になるので、土地所有者に対して必要な働きかけを行うこと。

ウ 林道開設事業（林道猿沢北支線）

当該地域において、県は大正 8（1919）年に土地所有者（箱根町、小田原市大窪財産区、小田原市早川財産区）と 80 年間の分収造林契約を結び、当該地の原野や荒廃林地にスギやヒノキを植林し、保育管理を実施してきた。分収林契約は平成 11 年度に満了となったが、土地所有者から、材価低迷等により「引き続き県営林として管理し、優良材を育成してほしい」との強い要望があり、契約期間を 60 年間延長するとともに、土地所有者からの林道開設の強い要望を受けて令和 2 年度から令和 10 年度までの 9 年間の林道開設事業を計画したものである。

事業の進捗状況は、令和 7 年度末で 69%となる見込みであり、当初の予定よりやや遅れているが、これは軟弱な地質により降雨後の作業が難航していることによる。ただし、工事日数を要する土工が完了した後は進捗が高まり、計画通り令和 10 年度に完成する見込みとしている。

現地視察では、景観への配慮や二酸化炭素排出削減の観点から鋼製 L 型擁壁工を採用したこと、法面保護工において在来植生の成長が期待される「自然侵入促進型植生マット工」を採用したこと、シカの食害を防ぐための獣害対策ネットを施工したこと等の説明を受けた。

現地視察及び担当者の説明から、当該林道の開設によって間伐などの森林整備が進み、木材の搬出による森林資源の有効活用が期待できること、及び計画通りに令和 10 年度に事業が完成する見込みであることから、現計画どおり事業を継続することを可とする。

（当該事業を継続するにあたり、引き続き留意すること）

当事業においては、環境配慮への取組として法面保護工に自然侵入促進型植生マット工を実施しているほか、シカの食害対策として獣害対策ネットを施工しているが、プラスチック素材のマットやネットは生態系にとって好ましいものではないので、生分解性タイプの利用についても検討すること。

エ 広域農道整備事業（小田原湯河原地区）

本事業は、小田原市早川地内を起点に丘陵地を通り、真鶴町を経て、湯河原町鍛冶屋地内を終点とする幹線農道を整備するもので、農産物の集出荷作業の省力化、流通の改善及び農村環境の整備、回遊性の高い観光を進めることによる地域の活性化、及び緊急避難路や輸送路を確保し安全防災面での強化を目的としている。事業は令和6年度に完了する計画であったが、前回の再評価（令和2年度）における事業の進捗状況は、事業量ベースで66%（令和元年度終了時）にとどまり、事業期間の延長が必至であったことから、前回の再評価では、工事の困難性に鑑み、継続を可としつつも早期の完成を望むとの意見を付したところである。今回の再評価における事業の進捗状況は、事業量ベースで73%（令和6年度終了時）であり、硬い岩盤に阻まれるなど工事は難航している。県では、残事業費が不足することから令和10年度中に事業計画の変更を予定しているが、事業着手からすでに30年が経過しており、できるだけ早期の事業の完了を望む。

（当該事業を継続するにあたり、引き続き留意すること）

法面の植生工に使用する「在来種」については、ヨモギなどは交雑種の可能性もあることから、種子の素性にも留意すること。砕石を処分する際には再利用等についても考慮すること。広域農道の完成後は一般車両の増加により農作業の車両とのあつれきや交通事故の発生も懸念されるので、交通安全に留意すること。

（2）事後評価対象事業

ア 林道開設事業（林道宮城野線）

当事業は、大正8（1919）年に県が土地所有者（箱根町外二カ市組合）と分収造林契約を結び造成した県営林（県行造林）について、平成11年度に分収契約が満了した後も引き続き県営林として整備・管理してほしいという土地所有者の強い要望から契約期間を60年間延長し、森林施業の効率化を図るための林道を開設したもので、事業は平成11年度から令和2年度の期間に国庫補助を受けて実施した。

事後評価に際しては、神奈川県環境農政局所管公共事業の事後評価実施要領に基づき、（ア）費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（イ）事業効果の発現状況（ウ）事業により整備された施設の管理状況（エ）事業実施による環境の変化（オ）社会経済情勢の変化（カ）今後の課題等について、事後評価調書及び現地視察における担当部門からの説明等を踏まえ、検討を行った。

なお、事後評価にあたっては、現地視察は実施せず、パネル等による説明と質疑により事業効果の発現状況等を確認した。その結果、事業の十分な効果の発現を確認できたことから、今回をもって事業評価は終了する。

(今後実施する事業の計画や、実施中の事業に反映すべきこと)

間伐材を利用した丸太伏工やガードレールは景観的にも優れているので、他の事業においても積極的に採用することを望む。また、事業計画では令和7～10年度の4年間で、林齢100年超のスギやヒノキを含む50haについて間伐等を行うとしているが、神奈川地域森林計画書では、林道から200m以上離れたスギ・ヒノキの人工林は、主として間伐・抜き伐りと天然下種更新により混交林や巨木林に誘導するとしていることから、高齢林の扱いには十分に注意すること。法面緑化に用いる植生マットについても、生分解性プラスチック製品など環境に配慮した製品が開発されているので、維持補修の際に考慮することを望む。

イ 特定漁港漁場整備事業（三崎漁港）

本事業は、市場の高度衛生管理化による漁獲物付加価値化、及び非常時ならびに災害時に強い漁業地域の形成を図ることを目的に平成24年度から7年間の計画で実施されたもので、2年の計画延長の後、令和2年度に完了した。

市場の高度衛生管理化は完了し、「黒潮キンメ」のブランド化につながるなどの効果が発現していること、及び岸壁の耐震化等により災害に強い漁業地域が形成されていることから、今回を持って事業評価は終了する。

(今後実施する事業の計画や、実施中の事業に反映すべきこと)

本事業によって三崎ブランドの競争力は強化されたものと考えるが、経営体数は平成21年の300経営体から事業完了後の令和5年には67経営体に減少し、属地陸揚量も大幅に減少している。漁港地区の人口も減少しており、本事業による漁獲物付加価値化の便益を三崎地区の水産業活性化につなげていく工夫と努力が必要である。

○ 環境農政局総務室

どうもありがとうございました。

<事務局より挨拶、事務連絡>

～ 閉 会 ～